

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第16号

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「法津」を「法律」に、「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第

703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が地方税法施行令に定める額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該地方税法施行令に定める額とする。

第4条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第7条第1号中「及び第28条第1項」を「、第18条及び第32条第1項」に改める。

第33条を第37条とし、第32条を第36条とし、第31条を第35条とし、第30条の2を第34条の2とし、第30条を第34条とし、第29条の3を第33条の3とし、第29条の2を第33条の2とし、第29条を第33条とする。

第28条の2中「第29条の2」を「第33条の2」に、「第28条の2」を「第32条の2」に改め、同条を第32条の2とする。

第28条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が地方税法施行令に定める額を超える場合には、当該地方税法施行令に定める額)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ

れに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

第28条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第28条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第28条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第28条第3項各号列記以外の部分中「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「当該所得割額及び被保険者均等割額」を「当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につ

き第17条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第28条を第32条とする。

第27条第1項中「第31条」を「第35条」に改め、同条を第31条とする。

第26条を第30条とする。

第25条第1項中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第29条とする。

第24条第1号中「第19条第2項」を「第23条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第23条を第27条とし、第22条を第26条とし、第21条を第25条とする。

第20条中「、第23条及び第24条」を削り、同条を第24条とし、第19条を第23条とする。

第18条第1項中「第28条」を「第32条」に改め、同条を第2

2条とする。

第17条を第21条とする。

第16条中「第19条、第23条及び第24条」を「第23条、第27条及び第28条」に改め、同条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第15条 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第16条 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第17条 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第18条 第3条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

附則第5項中「第28条」を「第32条」に改める。

附則第6項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第7項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、

「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第8項中「第35条の2第1項」を「第35条の3第1項」に改める。

附則第9項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第10項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第11項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第12項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第13項中「第12条及び第28条第1項」を「第12条、第15条及び第32条第1項」に、「及び第28条第1項」を「及び第32条第1項」に、「、第28条第1項」を「、第32条第1項」に改める。

附則第14項中「第12条及び第28条第1項」を「第12条、第15条及び第32条第1項」に、「この条及び第28条第1項」を「この条及び第32条第1項」に、「、第28条第1項」を「、第32条第1項」に改める。

附則第15項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第16項中「及び第28条」を「、第15条及び第32条」に、「第28条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附則第17項中「第30条第1項第2号」を「第34条第1項第2号」に改める。

附則第18項から第20項までの規定中「第30条」を「第34条」に改める。

附則第21項中「第30条第2項」を「第34条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。